

委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 公立大学法人沖縄県立看護大学環境衛生管理業務委託
- 2 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 那覇市与儀1丁目24番地1号の沖縄県立看護大学庁舎及び付属建物並びに
属物件及び敷地全般とする。
- 4 契約金額 金 〇〇〇 〇〇〇 円（総額）
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、金 〇〇〇 〇〇〇 円)
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29
条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出
したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。なお、本契約に
おいて、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協
議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。
(内訳)
令和6年度 年額 円(うち消費税及び地方消費税 円)
令和7年度 年額 円(うち消費税及び地方消費税 円)
令和8年度 年額 円(うち消費税及び地方消費税 円)
なお月額 円(うち消費税及び地方消費税 円)とする。
- 5 契約保証金 ①契約保証金として、「4 契約金額」に100分の10を乗じて得た額の表
記、または②公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第28条の規
程により免除表記する

上記委託業務について、委託者 公立大学法人沖縄県立看護大学理事長 〇〇 〇〇〇 (以下「甲」
という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、次の条項によって公正な委託契約を
締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各自その1通を保有す
る。

令和 年 月 日

委託者 沖縄県那覇市与儀1丁目24番1号
公立大学法人沖縄県立看護大学
理事長 〇〇〇 〇〇

受託者

(総則)

第1条 乙は、本契約書に定めるほか、別紙「公立大学法人沖縄県立看護大学環境衛生管理業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、頭書の契約金額及び契約期間で、頭書の業務を履行しなければならない。

(委託業務)

第2条 乙は「仕様書」に基づき委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を履行しなければならない。

(委託業務及び報告義務)

第3条 甲は、「仕様書」従って、以下の業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 空気環境測定業務
- (2) 害虫駆除業務
- (3) 貯水槽清掃業務

2 乙は、委託業務の実施報告書を甲に提出するものとする。

(権利義務等の譲渡)

第4条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(費用の負担等)

第6条 乙が委託業務の実施のため必要な電力、水道の使用は無償とする。ただし、委託業務の履行に要する機材は乙の負担とする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本契約の作業の一切(甲より開示された資料や情報を含む。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、仕様書に定める作業の一切を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

3 前2項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。

- (1) 既に公知のもの又は自己の責めに帰すことのできない事由により公知となったもの。
- (2) 既に保有しているもの。
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
- (4) 書面により開示を承諾されたもの。

4 乙は、委託業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、委託業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

5 本条の規定はこの委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の管理)

第8条 乙は、本契約による委託業務を実施する場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(業務の調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示をだすことができる。

(履行の修正等)

第10条 乙は、委託業務が仕様書に適合しない場合において、甲がその手直しを要求したときは、これに従わなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

(委託業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間その他この契約の規定等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約代金の支払)

第12条 乙は、甲による履行の確認がされた後、契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適切な請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情に該当するときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 本契約の締結又は履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 委託業務を持続する必要がなくなったとき
- (7) 翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合

2 甲は、前項に基づき本契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他契約に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 乙は、本契約に関して、自らが、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約解除、第 13 条第 1 項第 1 号から第 5 号、第 14 条の規程による契約解除の場合には、甲は違約金として①契約保証金を取得し返還の義務を負わない。②頭書に定める委託料を契約期間の月数で割って 12 を掛けた額 100 分の 10 を乗じて得た額を乙に請求することができる。

※契約保証金を納付している場合は①、免除している場合は②となる

- 2 甲は、契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、業務の履行にあたり、甲の責めに帰することができない理由によって甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の賠償の責を負うものとする。

- 2 本業務の遂行に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲が第三者より賠償の請求を受け、あるいは甲の信用を失墜する等、特段の事象が発生した場合は、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

(契約不能の場合の処理)

第 17 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責めに帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

第 18 条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定に定めのない事項)

第 20 条 本契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。以下、同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取扱うものとし、特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、本契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、本契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、本契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、本契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、本契約による業務を行うにあたり取扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 本契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。